

医療滞在査証の申請に必要な身元保証を行う旅行業者の登録基準

平成23年2月3日制定
令和8年7月15日一部改正
外務省
観光庁

医療滞在査証の申請に必要な身元保証を行う旅行業者の登録基準を次のように定める。

(登録)

第一条 外務省及び観光庁は、次条に掲げる要件に該当する者を、その申請により、医療滞在査証の申請に必要な身元保証を行う旅行業者（以下「身元保証機関」という。）として登録することができる。

(登録の基準)

第二条 登録の申請を行おうとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者であること。
- 二 次に掲げる業務の実績を有すること。
 - イ 過去一年間に、継続して十名以上の海外在住の外国人患者、受診者等（以下「外国人患者等」という。）の国内医療機関への受入業務（以下単に「受入業務」という。）の実績があること。
 - ロ 国内医療機関と受入業務に係る提携を有すること。
- 三 外国人患者等及び同伴者の受入業務を取り扱う専管部署があり、又は専任者を置いていること。
- 四 受入業務の円滑な遂行のため、当該業務に必要な言語の使用能力を有する要員を配置できる体制を整えていること。
- 五 経営内容が健全であって、受入業務の取扱いが安定的に継続できること。
- 六 本邦内のいかなる場所で受入業務に係る緊急事態が発生した場合でも、迅速に対応することが可能な体制を確保し、関係機関への協力を行う等の支援体制を取ることが可能であること。
- 七 新たに登録の申請を行おうとする者（法人の場合は、当該法人の役員を含む。）が、過去に外国人旅行者の不法入国、不法残留等に関与していないこと。
- 八 医療滞在査証の適正な運用に必要な限度において、その業務に関し、関係省庁との連絡・調整を真摯に行うことを約すること。
- 九 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 申請時において、過去二年以内に第九条第一項による登録の取消しを受けた者
 - ロ 第九条第二項による登録の取消しを受けた者

(登録の申請)

第三条 第一条の登録を受けようとする者は、必要事項を記載した申請書及び別紙に定める書類を観光庁に提出しなければならない。

(登録の実施)

第四条 外務省及び観光庁は、前条の規定により登録の申請をした者が、第二条各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、観光庁が登録・管理する身元保証機関登録リストに記載して、登録をするものとする。

2 外務省及び観光庁は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を申請者に通知するとともに、外務省ウェブサイトにおいて公表するものとする。

(変更等の届出)

第五条 身元保証機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を観光庁に届け出なければならない。

- 一 登録内容に変更が生じたとき。
- 二 旅行業の更新の登録がなされたとき。
- 三 国内外を問わず、自社又は国内外の関係会社が行政処分を受けたとき。

(廃止の届出)

第六条 身元保証機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を観光庁に届け出なければならない。

- 一 旅行業を廃止したとき。
- 二 受入業務の取扱いを廃止したとき。

2 前項の規定による届出があったときは、第一条の登録は、その効力を失う。

(書類の提出)

第七条 身元保証機関は、観光庁からの求めがあった場合は、登録申請時に提出した書類のうち、最近の状況を記した書類（直近の事業年度版の貸借対照表等）を提出しなければならない。

(身元保証書の発行資格の停止)

第八条 外務省及び観光庁は、身元保証機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、医療滞在査証に係る身元保証業務取扱概要（以下「取扱概要」という。）で定める期間、身元保証書の発行資格を停止することができる。

- 一 取扱概要に規定する身元保証機関として報告義務を怠ったとき。
- 二 その他取扱概要に定める場合

2 外務省及び観光庁は、身元保証機関が旅行業の業務の停止を命じられたときは、当該停止を命じられた期間中、身元保証書の発行資格を停止することができる。

3 前二項の場合においては、当該期間中、当該身元保証機関を外務省ウェブサイトから削除す

るものとする。

(登録の取消し)

第九条 外務省及び観光庁は、身元保証機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- 一 第三条の申請内容に不実のものが含まれていることが判明したとき。
- 二 第七条の規定により提出が求められた書類について、その提出がないとき。
- 三 その他取扱概要に定める場合

2 外務省及び観光庁は、身元保証機関が次の各号のいずれかに該当する行為を故意に行った場合には、その登録を取り消すことができる。この場合において、登録の取消しを受けた者は、改めて身元保証機関として登録の申請を行うことができない。

- 一 取扱概要に定める医療滞在査証の取得目的に該当しない目的のみで渡航する者を、医療滞在査証と称して査証申請をしたとき。
- 二 日本での不法滞在を意図する者を、その意図を知らずながら身元保証を行ったとき。
- 三 国内外を問わず虚偽又は誇大な広告により誘引した患者を渡航受入する等、身元保証機関として不適切と判断されるとき。
- 四 その他不適正な行為を行った場合（外務省又は観光庁の指導に従わない場合等）

附 則

この基準は、平成二十三年二月三日から施行する。

附 則（令和八年七月十五日）

この基準は、令和八年八月一日から施行する。

登録の申請に当たっては、申請書のほか、以下の書類を提出すること。

- ① 旅行業登録通知書等の写し
- ② 主たる営業所以外の営業所所在地
- ③ 登録申請の月を含む前一年間における海外在住の外国人患者・受診者の受入業務の実績
- ④ 外国人患者等の受入業務に係る提携を示す提携契約書等の写し
- ⑤ 外国人患者等の受入業務部門の組織図
- ⑥ 外国人患者等の受入業務部門従事者の役職を併記した名簿
- ⑦ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ⑧ 緊急時支援体制
- ⑨ 登録基準第二条第七号に該当しないことを申告する文書
- ⑩ 登録基準第二条第八号の内容を確約する旨の文書
- ⑪ 供託書等（営業保証金又は旅行業協会に加入している場合は弁済業務保証金分担金）の写し